

# 幼稚園における肢体不自由のある幼児への配慮の一考察

重松 孝治

## Consideration on How to Care Children with Physical Disabilities in Kindergarten

Koji SHIGEMATSU

キーワード：幼稚園教育要領，肢体不自由，5領域

### 概 要

本論文は2018年より実施されている幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説をもとに、主に5領域における指導のねらい及び内容における肢体不自由への支援について考察をしていくものである。様々な経験に基づく指導を進める幼稚園において、肢体不自由がある幼児は、その障害などにより行動が制限されており、幼児期に必要な様々な事柄の体験に困難を伴うことが多く、幼児の成長や発達に必要な経験が不足している場合が少なくない。そこで各領域の指導内容に対して、肢体不自由のある幼児に必要な支援について、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編及び自立活動編での記述に基づき考察した。幼稚園における肢体不自由のある幼児への指導においては、肢体不自由の特性に配慮しながら、幼稚園としての教育を十分に受けられるように取り組むことが必要である。つまり5領域の内容を踏まえた指導を肢体不自由に対する配慮を含めながら進めていかなければならない。またこのような個別的な配慮に将来的な成長の視点を加えるために個別の教育支援計画の作成が必要となる。

### 1. はじめに

わが国では1974年に厚生省（当時）による「障害児保育事業実施事項」以来、保育の場で障害児を受け入れる流れが進んできている。また国連が採択した「障害者の権利に関する条約」への批准を受け、文部科学省中央審議会初等中等教育分科会は2012年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を行い、その中で基本的な方針として「障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である」<sup>1)</sup>と示している。同時に上記の内容の実現のために特別支援教育を着実に進めていく必要があることが前提となるとしている。障害児の支援ニーズを尊重した上で周囲の同年齢と同じ場で生活を行うインクルーシブ教育の実践が広がる中で肢体不自由のある幼児は必ずしも幼稚園・保育園に在園しているばかりではない。2006年度に行われた身体障害児・者等実態調査の結果によると、身体障害児の総数93,100人の内で約6割の50,100人が肢体不自由児であった。総数及び肢体不自由児の数は、それ以前の調査と比べても増加しているが、特にその中でも2つ以上の障害を併せ持つ重複障害児の数が前回の2001年の調査の6,000人から、15,200人と2倍

以上の増加を見せており、その重度化が問題となっている。また肢体不自由の内容を見ても、2001年度の調査では上肢又は下肢のいずれかの障害が半数以上を占めていたのが、2006年度の調査では体幹機能障害及び全身性運動障害の方が多くなっている。つまり肢体不自由は近年の医学の発達の中で、重度・重複化の傾向があるということが言える。そのため全ての幼児が地域の幼稚園・保育園に在園しているわけではなく、在宅での生活や医療型児童発達支援センターに在籍していることも多いと考えられる。こうした現状から、肢体不自由児を受け入れる幼稚園・保育園においては、医療及び福祉との連携の中でより細やかな配慮をしながら、インクルーシブ教育の実現を進めていく必要があると考えられる。そこで本研究では、2018年より実施されている幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説をもとに、そこで示される障害のある幼児などへの指導について、肢体不自由児への支援に焦点を当てて考察をしていくものである。

### 2. 方 法

幼稚園教育要領は、2016年12月の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を踏まえ、2017年3月に幼稚園教育要領が公示され、2018年4月1日より実施することとなった。幼稚園教育要領解説では、総則の改訂の要点の1つとして、特別な配慮を必要とする幼児への指導をあげ、その中で「障害のある幼児などへの指導に当たっては、長期的な視点で幼児の教育的支援を行うための個別の教育支援計画と、個別の指導計画を作成し活用することに努めること」<sup>2)</sup>と示している。また第1章「総説」の第5

(平成30年10月17日)

川崎医療短期大学 医療保育科

Department of Nursing Childcare, Kawasaki College of Allied Health Profession

節の1「障害のある幼児などへの指導」の解説の中で、幼稚園教育要領の他に、文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にすること、また特別支援学校等に対し専門的な助言を要請することなどを求めている。

本論文では幼稚園教育要領の内容について、上記の「教育支援資料」、「特別支援学校学習指導要領解説総則等編(幼稚園・小学部・中学部)」及び「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編(幼稚園・小学部・中学部)」の記述の中から肢体不自由児の指導に関係する部分を抽出し、その実現のために必要な配慮点について考察を行ったものである。

### 3. 結 果

教育支援資料(2013)では、肢体不自由について、「身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。肢体不自由の程度は、一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるのか、それは補助手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要である」<sup>3)</sup>とされている。肢体不自由のある幼児は、身体の動きに関する器官の何らかの要因により、幼稚園生活における様々な生活動作に困難が生じる可能性がある。特別支援学校学習指導要領解説総則編では、「肢体不自由がある幼児は、その障害等により行動が制限されており、幼児期に必要な様々な事柄の体験に困難を伴うことが多く、幼児の成長や発達に必要な経験が不足している場合が少なくない」<sup>4)</sup>とされており、幼稚園での生活への配慮として、こうした体験をどのように保証するかを考える必要がある。こうした経験の不足に対して、それを補うような指導内容や指導方法に加え、使用する道具や環境の工夫により、生活経験を拡大することを計画的に取り組む必要がある。

幼稚園教育要領では、何を意図して教育が行われるかについて、幼児の発達の側面から5つの領域にまとめられている。これらは幼稚園教育において指導すべき具体的な方向性とその内容を提示したものである。ここからは各領域の内容における肢体不自由児への支援について、述べていきたい。

#### ①領域「健康」

領域「健康」は、健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養うことを目的としたものである。その内容の例として、教師や友達との触れ合いの中で安定感を持ち、進んで戸外で遊びながら充実感を味わうことや、運動や基本的生活習慣の獲得などの健康的な生活リズムの獲得、そして病気の予防や安全に気を付けて行動できることを目指している。一方で肢体不自由は運動機能の困難さに関するものであり、主体的に遊んだり、運動を行うことに配慮が必要となる。障害の状態により歩行などに困難さがある幼児に対しては、歩行器や車いすによる移動が必要となる。またこうした方略が難しい場合には、本人の意思表示によりその場所に連れて行ってほしいことを表出する力を育てることがより重要なものとなる。また特別支援学

校学習指導要領解説自立活動編では、日常生活動作や作業動作の遂行を補うために、幼児の運動・動作の状態に応じて様々な補助手段を活用することが必要だとしている。補助用具としては、座位安定のためのいすや作業能率向上のための机、移動のための歩行器や車いすなどが挙げられる。さらに日常生活動作を支えるため、持ちやすいように握りを太くしたりベルトを取り付けたスプーンや鉛筆、食器やノートを机上に固定すること、着脱しやすいようにデザインされた衣服などが有効であるとされている。こうした補助用具は必要に応じて専門の医師やその他の専門家の助言も必要となるため、保護者との連携を含め情報交換が必要となる。こうした場合に教師は、幼児の行動が不完全であったとしても自ら取り組もうとする姿を評価しながら、自ら活動しようとする態度を獲得することを目指す必要がある。さらに同解説自立活動編では、運動・動作が極めて困難な場合に、日常生活に必要な基本動作の大半を援助に頼る場合があるとしている。このような幼児に対しては、より細やかな指導として、援助を受けやすい姿勢や手足の動かし方を身に付けることを目標として指導することが必要だとしている。こうした動作の全てを教師が行ってしまうのではなく、幼児が1つでも自分のできることをしようとする態度を促すことを大切にすべきである。また特別支援学校教育要領解説総則編では、肢体不自由児について、「生活のリズムが乱れがちな幼児の指導に当たっては、家庭や児童福祉施設などとの連携を深めながら、規則正しい日課の編成とその励行に努めること」<sup>4)</sup>と留意点が述べられている。肢体不自由のある幼児については、覚醒と睡眠のリズムが不規則であるなど、体力が弱いためにこのようなことが起こりやすい。特別支援学校学習指導要領解説自立活動編では、こうした場合に対して、保護者との連携を図り、朝決まった時刻に起きることができるようにし、日中は身体を動かす活動や遊びを十分に行って目覚めた状態を維持したりすることが必要であるとしている。また自分では身体を動かすことが難しくても、教師が補助をして身体を動かすような活動を取り入れることにより覚醒を促すことも効果的であるとしている。

#### ②領域「人間関係」

領域「人間関係」は、他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養うことを目的としている。幼稚園生活を楽しみながら自分の力で行動するようになること、周囲の人への親しみからかわりを深め、思いやりや協力することができるようになること、そして社会生活における望ましい習慣や態度を身に付けることがねらいとして示されている。一方、肢体不自由のある幼児の特徴として、特別支援学校学習指導要領解説総則編では指導の留意点として、「幼児が自ら環境とかかわり、主体的な活動が展開できるようにするために、教室の環境設定や集団の構成を工夫すること」が必要であると示されている。幼稚園での教育では、ものや人などの様々な環境と出会い、それらとのかかわりを通して、自己の可能性が開かれていく。一方で肢体不自由がある幼児の場合、その

障害により環境に主体的にかかわることが困難になる可能性が高い。また自己の理解や行動調整において、肢体不自由のある幼児の場合、経験の乏しさから自分の能力を十分に理解できていないことがある。幼児が自ら主体的に行動するために、本人の機能改善以上に、補助的な手段の活用など、環境を調整することが求められる。また集団を考える上で配慮すべきことは、時に周囲の幼児の親切心による行動が、こうした行動や体験の機会を奪う可能性があることである。教師は周囲の幼児に対して手伝いすぎないようにとかかわるとともに、肢体不自由のある幼児がどこまで自分でできるのかを見守るような集団作りに努めていくことが求められる。それにより肢体不自由のある幼児の依存心を必要以上に高めないように配慮しながら、周囲の幼児にとっても自分と他の幼児とが異なる存在であることに気付くことを進めていくべきである。これは幼稚園教育要領における「同年齢の幼児との集団生活を営む場」としての幼稚園の役割をより高めることになると考えられる。

### ③領域「環境」

領域「環境」は、周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養うことを目的としている。身近な環境や自然に触れながら様々な事象に興味や関心を持ったり、そこでの発見を楽しんだり考えたりしながら、生活に取り入れること、またそこから物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにするものである。幼児が自ら興味を持って環境に働きかけるために、環境調整が必要であることは先に述べたとおりである。例えば植物の世話では花壇を使用する場合もあるが、肢体不自由のある幼児は、そこまで移動することが難しくなる場合がある。その周辺の環境が、立ったり、移動したりすることにも困難になる場合には、段差の解消などを考えることが必要である。また花壇でなく、プランターを使用し、それを机に置くことで周囲の支えがなくても植物に触れることが容易となる。幼稚園教育要領では環境を通して行う教育の中で、幼児が効率よく活動を進めることを求めるのではなく、自ら周囲に働きかけ、試行錯誤を繰り返しながら、発達に必要なものを獲得しようとするようになることをねらいとしている。肢体不自由のある幼児に対しても、その子どもの活動機会を単に保証するだけでなく、いつでも触れたい時に触れることができるような機会の提供を検討すべきであり、上記のように植物などの配置について配慮しておくことが必要である。また周囲の環境への注目が十分にしにくい場合が考えられる。特に姿勢の保持が困難な幼児の場合、それらの環境に対して一定時間その様子を注視することが難しくなる。姿勢を保持する補助具の使用や教師による介助によって姿勢を安定させるなどの配慮により、周囲の環境の様子を十分に捉えられるように配慮する必要がある。身体にまひがある幼児の場合、文字や図形を正しくとらえることが困難になる場合がある。特別支援学校学習指導要領解説自立活動編では原因として、数多く書かれてある文字や図形などの中から1つの文字や図形に注目することや、文字や図形を構成する線

や角度を理解することが難しいことが挙げられている。そしてその場合には、数を限定し1つだけを取り出した上で、その輪郭を強調して見やすくしたり、文字の部首や図形の特徴を話しことばで説明するなどの配慮が効果的だとしている。また姿勢の保持が苦手であることから、1つの文字や図形を見せる上でも、他の幼児よりも長い時間見せるようにしたり、机などに置いてより近い距離で見せることなども有効であると考えられる。

### ④領域「言葉」

領域「言葉」は、経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、同時に相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う領域である。この領域のねらいとして、「自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう」という項目があるが、肢体不自由のある幼児において、言語表出に困難さを伴う場合があることを想定する必要がある。特別支援学校学習指導要領解説自立活動編では、脳性まひの言語障害による意思の表出困難が取り上げられている。脳性まひがあることで、話しことばが不明瞭であったり、短いことばを伝えることに相当の時間がかかったりすることが想定されるところとしている。教師はこうした幼児の表出に対しては十分に受け止めることを心がけながら、幼児が表現することの楽しさを味わうことに配慮する必要がある。特に脳性まひの多くは意思の表出面に困難であり、内言語やことばの理解には困難が無かったり、そこまでの困難がない場合があるので注意が必要である。また障害が重度の幼児の場合には、話しことばによる表出自体が困難となる場合もある。教師は話しことばのみにこだわるのではなく、本人にとって可能な手段、例えば表情や身振り、しぐさなどを含めて可能な手段を講じながら、より円滑なコミュニケーションを図ることが必要であるとされている。さらにこうした取り組みを行う上での留意点として、限られた相手にのみ表現するのではなく、伝える相手を増やしていくことも重要な目標となる。そのため特定の教師だけが幼児とかかわるのではなく、周囲の教師などにかかわり方や発信の受け止め方について情報を周知したり、対応の統一を図ることが必要である。同時にそうした他の教師とかかわる場面を具体的に設定することも必要である。さらにそのやりとりを見ている他の幼児のモデルとしてふるまいながら、幼児同士のかかわり合いを促すことにも心を配る必要がある。

### ⑤領域「表現」

領域「表現」は、感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにすることを目的とした領域である。生活の中で様々な音や形、色や手触り、動きなどに気付いたり、感じたりすることを楽しみながら、それを自分なりに表現したりすることへとつなげていくことをねらいとしている。肢体不自由のある幼児の場合、運動・動作に制限や偏りがあり、こうしたものを十分に楽しんだり、また表現することに困難が生じる場合がある。特別支援学校学習指導要領解説自立活動編では、こうした幼児に対して、個々の

感覚毎にとらえようとせずに、相互にそれらを関連付けることが重要であるとしている。例えば、玩具を握って振るという行動は、色や形を視覚で、また硬さやなめらかさを触覚で感じたりしている。このように個々の感覚の状態とその活用の仕方を把握した上で、受け止めやすい情報の提示の仕方を工夫することが大切であるとしている。またこうした内容を感じたり、楽しんだりする上で、肢体不自由のある幼児は一度の経験では十分にその楽しさを感じたり、喜びを示すことが難しい場合がある。何度か繰り返しながらその幼児の反応の変化を見つけていくような指導を進めていくべきである。

このように肢体不自由のある幼児に対しては、その障害特性や程度、本人の発育状況などを把握しながら、幼稚園教育要領にある指導のねらいやその内容を達成するために必要な配慮を進めていく必要がある。教育支援資料では肢体不自由のある幼児への教育的対応における留意点として、その教育が一次的な困難としての歩くこと、話せるようになることなどに目標が集中し、他の諸側面の発達がおざなりになる危険性が述べられている。一方で幼稚園教育要領にあるように、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもの全体的な発達促進を計り、その能力を最大限に伸ばすような指導目標の設定を必要とする。幼稚園教育要領の第5節の1に「障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、(後略)」とあるように幼稚園での教育は特定の内容を集中的に指導する場ではなく、5領域のそれぞれを相互に関連づけながら、その教育を進めていく必要がある。幼稚園における肢体不自由児への指導は、肢体不自由の特性に配慮しながら、幼稚園としての教育を十分に受けられるように取り組むことが必要である。つまり5領域の内容を踏まえた指導を肢体不自由に対する配慮を含めながら進めていくものである。

また今回の幼稚園教育要領の改訂の要点として挙げられたのが、長期的な視点での教育的支援である。幼稚園という限られた期間での指導において将来を見通して支援することは容易ではない。しかし一方で子どもたちの成長を目指して指導を行う立場として、こうした将来についての視点を除外してしまうことも避けなければならない。そのため幼稚園教育要領では、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用を求めている。個別の支援計画は、2003年から実施された障害者基本計画の中で示されたもので、教育、医療、福祉、労働などの関係機関の連携・協力のも

と、障害のある人の生涯にわたる継続的な支援体制の整備と各年代での望ましい成長を促すために作成するものである。肢体不自由のある幼児の場合、家庭や医療機関における療育事業、また福祉機関における児童発達支援事業において、実際にどのような支援が可能であるか、就学時期などにむけて何を目標しているのかなど、それぞれの機関の支援目標やその支援内容を記述し、その整理や、各機関の役割の明確化が必要となる。幼稚園としてはこれらの機関との情報共有を含め、卒園に向けて、何を目標していくのかを具体的に考えていくことが必要であると考えられる。

#### 4. 考 察

幼稚園教育要領において記述されている「障害のある幼児などへの指導」はその全体的な方針について記述がなされている。一方でそこに含まれる障害は多岐に渡り、またその程度や特徴も様々である。多くの幼稚園教諭にとって肢体不自由のある幼児とのかかわりは、現状において、毎年経験できるものではないかもしれない。そのため十分な指導上の配慮がなされない場合があることも想定される。こうした状況に対して、特別支援教育コーディネーターを中心に教師の研修を進めるとともに、専門機関との連携によって必要な配慮を検討することが必要となる。他方、そうした専門機関は肢体不自由のある幼児の機能訓練などに焦点を当てるが、幼稚園教育は全体的な人格形成の基礎を培うことを目的としており、両者のねらいは必ずしも一致するものではない。適切な幼児理解に努めながら、肢体不自由のある幼児が幼稚園という環境の中で十分な経験を持ち、成長が促されるために幼稚園での教育の実践するとともに専門機関と情報を共有することが重要となる。誰もが育つ幼稚園での教育支援に向け、今後も幼児への配慮と効果的な教育の実施、環境についての検討を続けていかなければならない。

#### 5. 文 献

- 1) 文部科学省初等中等教育分科会：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）、2012
- 2) 文部科学省：幼稚園教育要領解説、東京：フレーベル館、2018
- 3) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課：教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～、2013
- 4) 文部科学省：特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）、東京：開隆堂出版、2018
- 5) 文部科学省：特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）、東京：開隆堂出版、2018